に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額

区分		額
原動機付自転車		三七五円
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	七五〇
	四輪以上のもの	二、二五〇
二輪の小型自動車		七五〇

［新設］

（旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割の基準税額の算定方法）

第三十三条の二　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割（以下「旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割」という。）の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 2 / 12 \times \{ (B / A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$

B／Aに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(B／A)／αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{(B／A)／α}×βに円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×２／12×{(B／A)／α}×βに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に旧地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割額に係る台数

B　前年度中に旧地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた旧地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　23.564

β　24.883

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

$(A \times B) \times 4.9140 - C$

（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

$(A \times B) \times 4.9140 - C$

（A×B）が500未満であるときは０とし、（A×B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。